

介護医療院なごみかん運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団福生会が開設する介護医療院なごみかん（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 当施設は、要介護者（以下「利用者」という。）であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めるものとする。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 当施設が得た利用者の個人情報については、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|----------------------------------|
| (1) | 施設名 | 介護医療院なごみかん |
| (2) | 開設年月日 | 平成31年4月1日 |
| (3) | 所在地 | 千葉県千葉市中央区道場南一丁目12番地7号 |
| (4) | 電話番号 | 043—227—7437 FAX 番号 043—202—5460 |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人(医師兼務)
(2) 医師	1.3人以上
(3) 薬剤師	入所者の数を150で除した数以上
(4) 看護職員	入所者の数を6で除した数以上
(5) 介護職員	入所者の数を4で除した数以上
(6) 理学療法士等	施設の実情に応じた適当数
(7) 管理栄養士	施設の実情に応じた適当数
(8) 介護支援専門員	1人以上
(9) 診療放射線技師	施設の実情に応じた適当数
(10) 事務員等	施設の実情に応じた適当数

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 診療放射線技師は、医師の指示に基づき、利用者の画像撮影を行う
- (10) 事務員等は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかる。又介護保険の利用に関する援助、介護報酬の算定に係る業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、61人とする。

(介護医療院のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、栄養状態の管理

とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額は以下のとおりとする。

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その額に市町村が定める割合を乗じた額とする
- (2) その他の費用として、次の号に掲げる費用の支払いを受けることができる
 - (ア) 居住費 別表の通り
 - (イ) 食費 別表の通り
 - (ウ) その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は支給毎に実費負担
- (3) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする
- (4) 当施設のサービスを受ける利用者は、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計1ヶ月分相当額 50,000 円を預け入れるものとする。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対する身体拘束はこれを行わない。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともにマニュアルを定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第12条

1、当施設の利用に当たっての留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会簿に記入する事とする。また面会時間は13:00~19:00までとし、来訪者の宿泊は原則として禁止することと

する。

- (3) 外出・外泊は、ご家族の申し出により、施設長の許可を得て実施することとする。
また外泊時に受診の必要性が発生した場合は、速やかに施設に連絡をいただくこととする。

2、下記の事項については禁止する。

- (1) 施設内における飲酒・喫煙。
- (2) 騒音等他の利用者の迷惑になるような行為。また、他の利用者の居室に立ち入る行為。
- (3) 私物の持ちこみは、最小限度にとどめ、日常生活に必要でない特別な物品の持ちこみや危険物の持ち込み。私物に関しては、必ず名前を記入、ナイフ・ハサミ等の管理は職員に相談し、場合によっては当施設で管理します。
- (4) 貴重品、多額の現金の持ち込み。
- (5) 施設内へのペットの持ち込み。
- (6) 施設内における営業行為、宗教の勧誘、特定の政治活動。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救助その他必要な訓練を行う

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するためのマニュアルを定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 15 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 16 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団福生会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診するものとする。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 19 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、マニュアルを定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 20 条 施設職員は、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。法人は施設職員に対して個人情報保護に関する指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団福生会において決定する。

(虐待の防止)

第 22 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表

		第 1 段階 (負担限度額)	第 2 段階 (負担限度額)	第 3 段階① (負担限度額)	第 3 段階② (負担限度額)	基準費用額	第 4 段階
居 住 費	多 床 室	0 円／日	430 円／日	430 円／日	430 円／日	437 円／日	437 円／日
食費		300 円／日	390 円／日	650 円／日	1,360 円／日	1,445 円／日	1,580 円／日 ※1

※1 朝食 390 円、昼食 400 円、夕食 790 円

令和 6 年 8 月 1 日
介護医療院なごみかん